

令和5年度  
都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修

文化審議会国語分科会における  
審議内容・報告について



Japanese Language Education

令和6年2月15日(木)  
文化庁 国語課

# 今日お話ししたいこと

地域における日本語教育に関わる自治体担当者にとってほしい!

## 3つの審議会報告

- ①地域における日本語教育に関わる**人材**について
- ②地域における日本語教育の**教育内容**について
- ③地域における日本語教育の**実施主体と体制**について

※新年度から総合教育政策局日本語教育課(仮称)に移管予定  
中央教育審議会の生涯学習分科会の下に  
新たな審議会を設置予定



## 報告等

- 平成31年3月 「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」
- 令和3年10月 「日本語教育の参照枠」
- 令和4年11月 「地域における日本語教育の在り方について」
- 令和6年3月(予定) 「「日本語教育の参照枠」(報告)の見直しのために検討すべき課題について」
- 令和6年3月(予定) 「ICTを活用した日本語教育の在り方について」

## ツール等

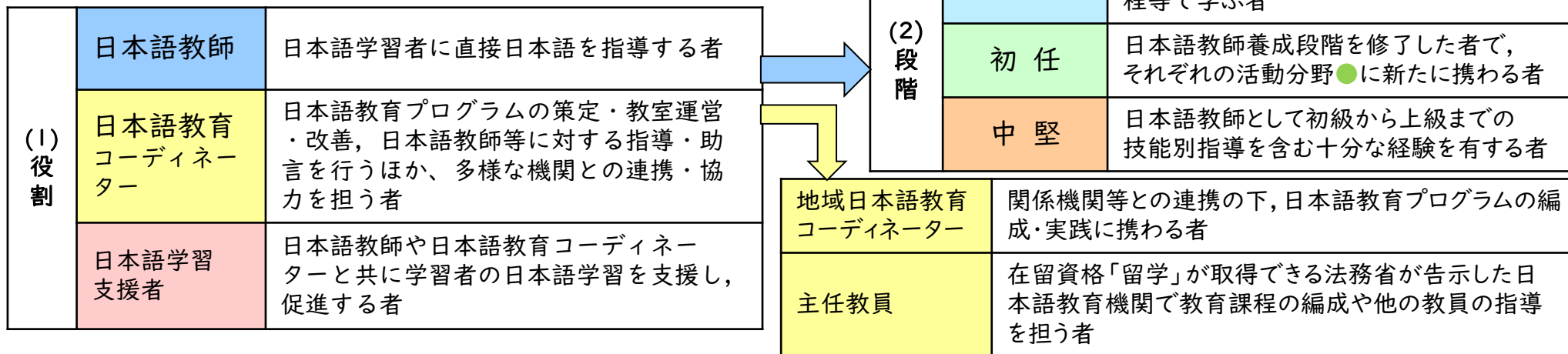
- 令和4年 1月 「日本語教育の参照枠」の活用のための手引
- 令和4年 9月 日本語能力自己評価ツール にほんごチェック!
- 令和4年11月 「地域における日本語教育の在り方について」別冊  
「日本語教育の参照枠」に基づく「生活 Can do」一覧



## 検討のポイント

- **目的**：日本語教育機関の教育水準の向上のため、専門性を有する日本語教育人材の養成・研修の在り方を示す。
- **審議経過**：平成28年5月文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置し審議を開始。同委員会で13回の審議を行うとともに日本語教育関係機関・団体へのヒアリングや国民への意見募集等を経て、平成30年3月2日に本報告を取りまとめた。
- **ポイント**：① 日本語教育人材の役割・段階・活動分野別ごとに求められる**資質・能力, 教育内容, モデルカリキュラム**を提示  
 ② 基本的な資質・能力として、日本語の理解運用能力や文化的多様性への理解、**専門家に求められる資質・能力**として、実践的なコミュニケーション能力, 成長と発達に対する理解, 常に学び続ける態度などを提示  
 ③ 日本語教師の養成に係る教育内容として「**必須の教育内容**」(教授法, 日本語分析, 文法, 音韻音声, 文字表記等)を提示。併せて**教育実習**として必要な指導項目を提示

日本語教育人材について(1)役割, (2)段階, (3)活動分野別に整理

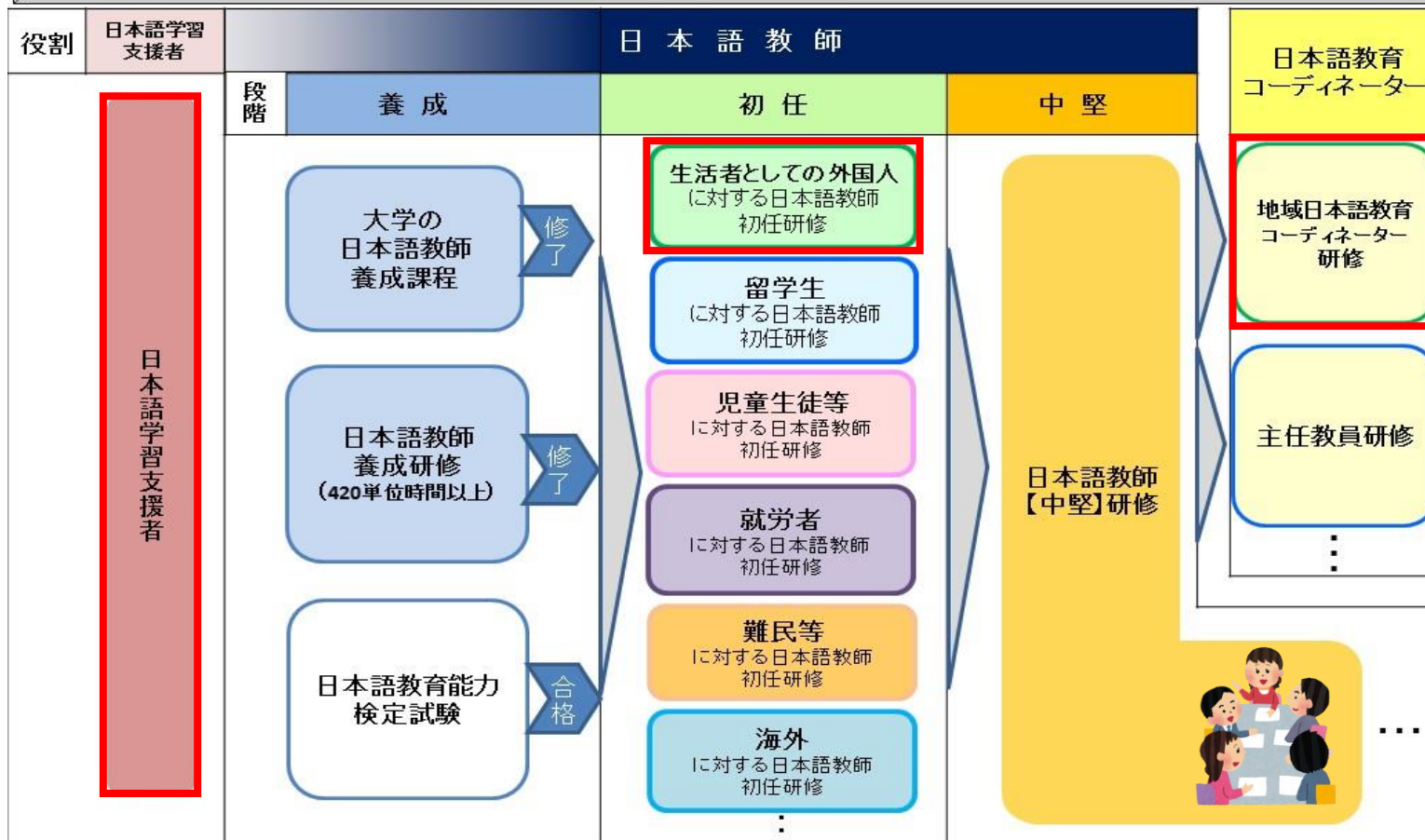


### (3) 活動分野 ●の6つの活動分野を提示。

- <国内> ●「生活者としての外国人」 ●留学生 ●日本語指導が必要な児童生徒等  
 ●就労者 ●難民等
- <海外> ●海外における日本語教育

※初任時の活動分野別に研修プログラムを提示





【養成】段階を修了した後の日本語教師の質の向上については、審議会報告に示された教育内容に基づき左の研修を各専門機関に委託し実施(R2年度～)

- ①生活者(初任)
  - ②留学生(初任)
  - ③児童生徒等(初任)
  - ④就労者(初任)
  - ⑤難民等(初任)
  - ⑥海外(初任)
  - ⑦中堅
  - ⑧地域日本語教育コーディネーター
  - ⑨主任教員
  - ⑩日本語学習支援者
- ※裾野を広げる研修

日本語教育人材		研修受講対象	養成・研修実施機関	研修単位時間数の目安
日本語教師	養成	○日本語教師を目指す者	○大学等の教育研修機関	26～45単位(420単位時間以上)
	初任	○日本語教師【養成】を修了し、当該分野で0～3年程度の者 ○当該活動分野で新たに日本語教育に携わる者	○教育現場におけるOJT研修や大学等の教育研修機関	30～90単位時間
	中堅	○各活動分野において初級から上級学習者の指導に十分な経験(2400単位時間以上)を有する者	○大学等の教育研修機関	30～90単位時間
日本語教育コーディネーター	地域日本語教育コーディネーター	○中堅を経て、地域日本語教育において3年以上の実務経験を有し、地方公共団体等でコーディネート業務にあたる者	○文化庁、地方公共団体及び大学等の教育研修機関	30単位時間
	主任教員	○日本語教育機関において常勤経験3年以上を有する者	○大学等の教育研修機関	30単位時間
日本語学習支援者		○多文化共生・日本語教育に興味関心を持つ者	○地方公共団体、大学等の教育研修機関、NPO等	15～30単位時間

# 1. 地域日本語教育コーディネーターに求められる資質・能力

	知識	技能	態度
日本語教育コーディネーター〔地域日本語教育コーディネーター〕	<p>(1) 国や地域内の外国人の状況や、外国人に関係する日本の法制度や地域の行政サービスに関する知識を持っている。</p> <p>(2) 地域日本語教育の体制整備に向けて、現状把握・課題設定・実施を行うために必要となる基本的な知識を持っている。</p> <p>(3) 地方公共団体や所属機関の方針、地域のニーズを把握し、適切な日本語教育プログラムをデザインするために必要な知識を持っている。</p> <p>(4) 日本語教育プログラムの策定・実施・点検・改善を管理するための知識を持っている。</p> <p>(5) 日本語教育プログラムの実施に必要なもの、日本語教師（初任）や日本語学習支援者等に対する研修を企画するために必要な知識を持っている。</p> <p>(6) 地方公共団体をはじめとする地域の関係機関・団体・関係者と連携・協力体制を構築する上で必要な知識を持っている。</p>	<p>(1) 地域日本語教育の体制整備に向けて、現状把握・課題設定をし、課題解決のための取組を計画的に実施することができる。</p> <p>(2) 地方公共団体や所属機関の方針、地域のニーズを把握し、適切な日本語教育プログラムをデザインすることができる。</p> <p>(3) 日本語教育プログラムの策定・実施・点検・改善を管理することができる。</p> <p>(4) 外国人施策、教育行政や他の教育機関の動向等に関する情報収集し、現場に生かす力を持っている。</p> <p>(5) 地方公共団体をはじめとする地域の関係機関・団体・関係者と連携・協力体制を構築することができる。</p> <p>(6) 業務を円滑に行うための事務処理能力や組織マネジメント能力を持ち、状況に応じたリーダーシップを発揮できる。</p> <p>(7) 多様な機関と連携・協力し日本語学習者の学びや日本語教育を通じた社会参加を促進するための活動をデザインすることができる。</p> <p>(8) 日本語教育プログラムに関わる日本語教師（初任）及び日本語学習支援者等に対する研修を企画できる。</p>	<p>(1) 日本語教育の専門家として、自らの職業の社会的意義についての自覚と情熱を有し、自身の指導や対応について客観的に振り返るとともに、自らの立場と役割を認識し、自らに必要な知識・能力を獲得しようとするなど、常に学び続けようとする。</p> <p>(2) 日本語教師（初任・中堅）及び日本語学習支援者等に対して必要となる研修を把握し、その受講機会を積極的に提供し、中長期的な視点で人材育成をしようとする。</p> <p>(3) 日本語教育プログラムにおける管理的立場としての役割を認識し、前向きに取り組もうとする。</p> <p>(4) 地域内における日本語教育プログラムの取組を積極的に公開・共有するとともに、他地域の事例を収集・共有するなどし、地域全体の日本語教育の活性化に寄与しようとする。</p> <p>(5) 地域日本語教育の体制整備に向けて、日本語教育の立場から地域社会の課題解決に取り組もうとする。</p>

## 2. 「生活者としての外国人」に対する日本語教師【初任】に求められる資質・能力



	知識	技能	態度
「生活者としての外国人」に対する日本語教師【初任】	<p>【1 「生活者としての外国人」に対する教育実践の前提となる知識】</p> <p>(1) 地域の外国人の背景・状況・特徴等について正しく理解している。</p> <p>(2) 「生活者としての外国人」を取り巻く地域の実情や課題について理解するとともに、地域の教育リソースを活用するための知識を持っている。</p> <p>(3) 地域日本語教育における多様な学びと、指導者・支援者の役割や連携体制について理解している。</p> <p>【2 日本語の教授に関する知識】</p> <p>(4) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標、内容、方法についての知識を持っている。</p> <p>(5) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育プログラムの目的・目標に沿った授業を計画する上で、必要となる知識を持っている。</p> <p>(6) 「生活者としての外国人」は、ライフステージによって、必要となる日本語が変化するということを理解し、学習者の状況に応じ、教育的観点やキャリア支援の観点から見て適切な指導計画を立てる上で必要となる知識を持っている。</p>	<p>【1 教育実践のための技能】</p> <p>(1) 日本語教育プログラムを踏まえ、学習者の状況に応じ、教育的観点から見て適切な指導計画を立てることができる。</p> <p>(2) ニーズ分析、レベルチェックが適切に実施できる。</p> <p>(3) 地域における学習者の背景・属性を理解し、地域のリソースを活用し、ニーズやライフステージに応じた効果的な日本語教育を実践することができる。</p> <p>(4) 学習者の自律学習を支援し、主体的に学ぶ力を引き出すための教育実践を行うことができる。</p> <p>【2 成長する日本語教師になるための技能】</p> <p>(5) 自らの指導力に関し、分析的に振り返り、指導力の向上や指導計画の点検・改善を行うとともに、関係者間で共有を図り、協働して指導の改善を行うことができる。</p> <p>【3 社会とつながる力を育てる技能】</p> <p>(6) 日本語学習の成果を効果的に共有・公開することで、学習者が家族や関係者とより良い関係を構築できるよう促すことができる。</p> <p>(7) 学習者が地域社会とつながり、ネットワークを構築する力を育てる教育実践を行うことができる。</p>	<p>【1 言語教育者としての態度】</p> <p>(1) 学習者の多様な背景、ニーズ、学習環境を的確に捉え、その個別性と学びに向き合おうとする。</p> <p>【2 学習者に対する態度】</p> <p>(2) 学習者の背景・文化・日本における生活状況を理解しようとする。</p> <p>(3) 学習者の自律学習を支援し、主体的に学ぶ力を育てようとする。</p> <p>【3 文化多様性・社会性に対する態度】</p> <p>(4) 学習者が人とつながり、ネットワークを構築する力を育てようとする。</p> <p>(5) 地域社会や多様な機関と連携・協力し、「生活者としての外国人」が自立的に生活するための、エンパワーメントとしての日本語教育を実践しようとする。</p>

### 3. 日本語学習支援者に望まれる資質・能力

	知識	技能	態度
日本語学習支援者	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 日本語や日本文化, 社会, 多文化共生に対する一般的な知識・理解を持っている。</li> <li>(2) 日本語教育に携わる機関・団体及び関係者による支援体制と自らに期待される役割について理解している。</li> <li>(3) 学習者の来日の経緯, 国や言語・文化背景, 日本語の学習目的に対する一定の知識を持っている。</li> <li>(4) 異文化理解や異文化間コミュニケーション, コミュニケーション能力に関する基礎的な知識を持っている。</li> <li>(5) 日本語の構造や日本語学習支援に関する基本的な知識を持っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 分かりやすく伝えるために, 学習者に合わせて自身の日本語を調整することができる。</li> <li>(2) 学習者の発話を促すために, 耳を傾けると共に自身の発話を調整することができる。</li> <li>(3) 日本語教育コーディネーターや日本語教師とともに, 日本語学習を支援することができる。</li> <li>(4) 学習者の状況を観察し, 日本語教師や日本語教育コーディネーターの助言を得ながら, 学習方法や学習内容を学習者に合わせて工夫することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学習者の背景や現状を理解しようとする。</li> <li>(2) 学習者の言語や文化を尊重し, 対等な立場で接しようとする。</li> <li>(3) 学習者や支援者などと良好な対人関係を築こうとする。</li> <li>(4) 学習者が自ら学ぶ力を育み, その学びに寄り添おうとする。</li> <li>(5) 異なる考えや価値観を持つ他者と協働できる柔軟性を持つようとする。</li> </ul>



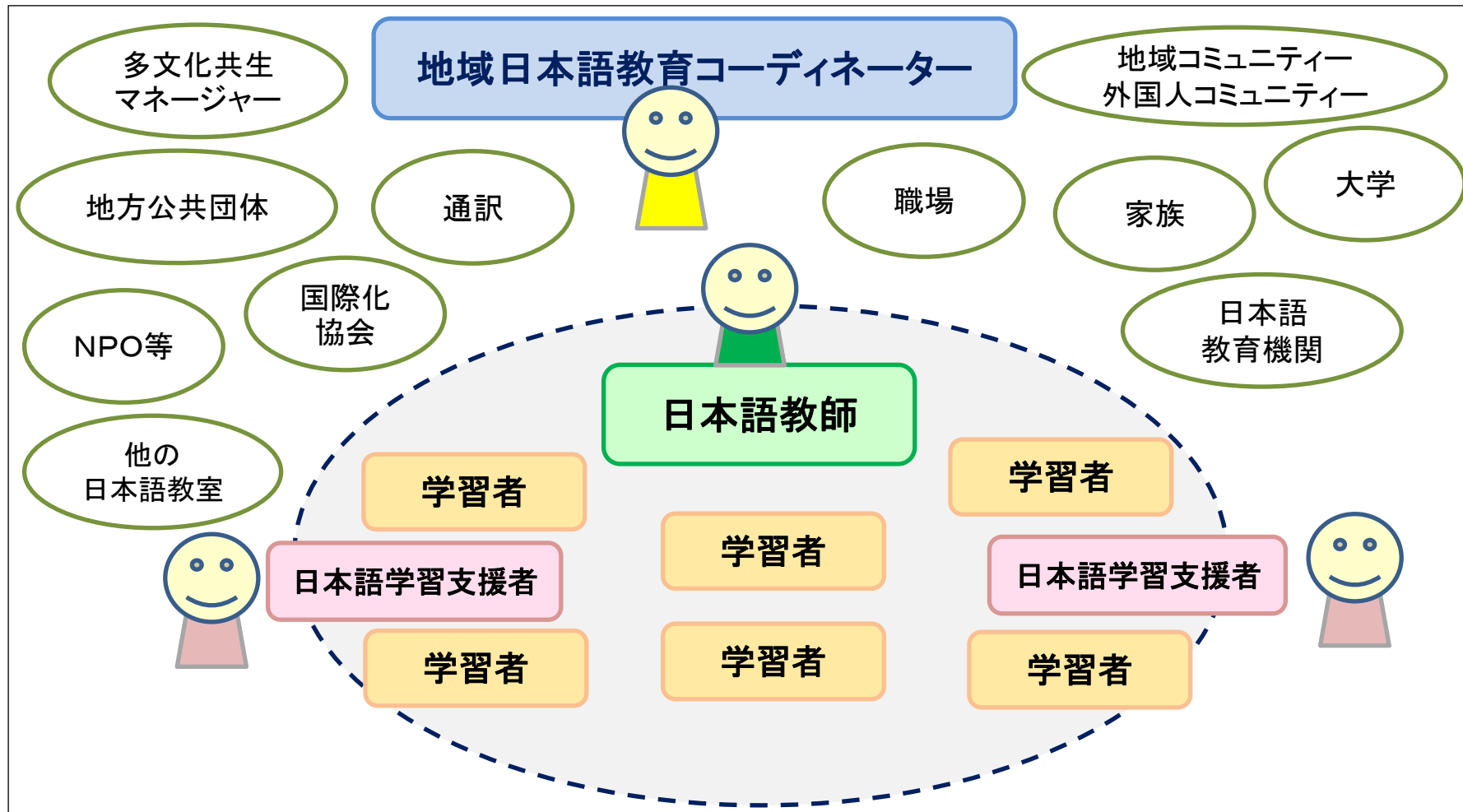
# 日本語教育人材の活動分野別の教育内容

「日本語教育人材の養成研修の在り方について(報告)」改定版」

日本語教育人材は、役割・段階・活動分野別に求められる資質・能力と、それを身に付けるために必要な教育内容が示されています。

役割	日本語教師【初任】	地域日本語教育 コーディネーター	日本語学習支援者
活動 分野	生活者としての外国人		
教育 内容 (一部抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 国・地域の在留外国人施策</li> <li>2) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育</li> <li>3) 言語サービス(多言語化・やさしい日本語)</li> <li>4) 「生活者としての外国人」の多様性</li> <li>5) 外国人住民の社会参加</li> <li>6) 「生活者」のライフステージに合わせたキャリアプランと日本語学習</li> <li>6) 「生活者としての外国人」の異文化受容・適応など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 日本語教育に関わる国及び地方公共団体の施策</li> <li>2) 在留外国人に関する法制度, 行政サービスの把握・整理</li> <li>3) 地域日本語教育のプログラムデザイン</li> <li>4) 日本語教育人材に対する研修の企画・立案</li> <li>5) 活動と広報</li> <li>6) 事例研究</li> <li>7) 組織マネジメント (ネットワーキング, コミュニティデザイン, ファシリテーション等)</li> </ul> <p style="text-align: center;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 学習者の背景に対する理解</li> <li>2) 多文化共生</li> <li>3) コミュニケーションストラテジー (地域のことば, やさしい日本語)</li> <li>4) 異文化理解</li> <li>5) 地域日本語教育の多様性</li> <li>6) 日本語学習支援</li> <li>7) コミュニケーション教育</li> <li>8) 日本語の構造</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

# 「生活者としての外国人」に対する日本語教育人材の連携の一例

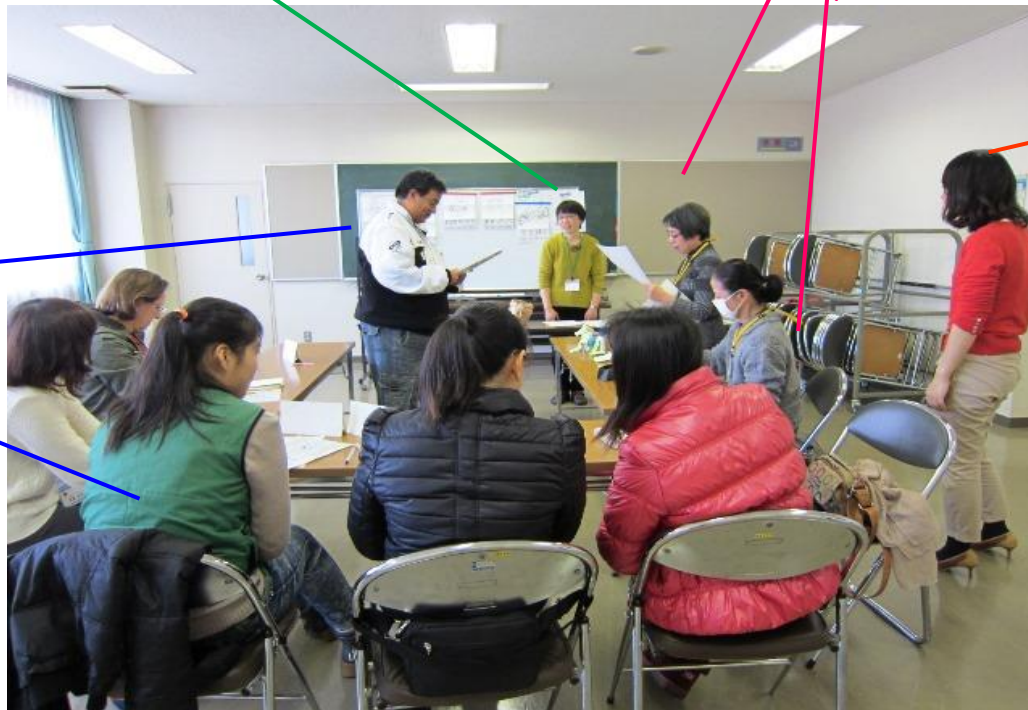


「生活者としての外国人」が日本語を使って相互理解を図り、社会の一員として地域で生活が送れるよう、地域日本語教室が運営されます。地域日本語教育コーディネーターは、地域の行政機関・NPO、コミュニティー等と連携して、各地域の特徴や学習者のニーズを把握して日本語教育プログラムを作ります。日本語教師は、日本語教育プログラムを踏まえ、学習者に応じて日本語教育を実践します。日本語学習支援者がいる場合は、学習者に寄り添いながら学習を支援します。

## 岡山県総社市の日本語教室の例

- 日本語教師  
(5~7名:毎回2名)  
有資格者, 教授経験豊富

- 日本語学習サポーター(日本語学習支援者)  
地域居住のボランティア日本人住民  
「人材育成研修」の一環として教室に参加  
日本語のモデル発話, ペア練習の相手, ロールプレイの  
見本, レベル差の大きい学習者の補助等を行う



- 日本語学習者  
地域に居住する  
外国人住民(成人)  
ゼロレベル  
母語は限定しない

- 総社市役所職員  
総社市日本語教育事  
業の事務局  
(国際・交流推進係)

- 地域日本語教育  
コーディネーター  
岡山大学教授  
(文化庁地域日本語教育  
アドバイザー)

有資格者の日本語教師が指導者となることで日本語教育の「質」を確保し、日本語学習サポーターを配置して、地域の生活情報の提供, 生きた日本語との接触, 地域住民同士の交流を促進することで、日本語教室を「**地域住民同士がつながる場**」として機能させている。これらの活動のデザインを専門性を有する地域日本語教育コーディネーターが担うことで、必要な連携先をつなぎ、持続可能な実施体制を構築している。

# 「日本語教育の参照枠」の概要

## 「日本語教育の参照枠」とは

CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）\*を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。文化審議会国語分科会で令和元年から検討を開始し、国民の意見募集を経て、令和3年10月に「日本語教育の参照枠（報告）」を取りまとめた。このほか、参照枠活用のための手引や「生活Can do」、日本語能力自己評価ツール「にほんごチェック！」等を作成・公開している。

### \*CEFRとは

ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR: Common European Framework of Reference for Languages）は、欧州評議会によって20年以上にわたる研究と検証の末に開発され2001年に公開された。現在では40もの言語で翻訳されている。また、CEFRは言語資格を承認する根拠にもなるため、国境や言語の枠を越えて、教育や就労の流動性を促進することにも役立っている。

## 「日本語教育の参照枠」

## 全体的な尺度（抜粋）

日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの

## 5つの言語活動

（言語活動別の熟達度を示す）

聞くこと

読むこと

話すこと  
（やりとり）

話すこと  
（発表）

書くこと

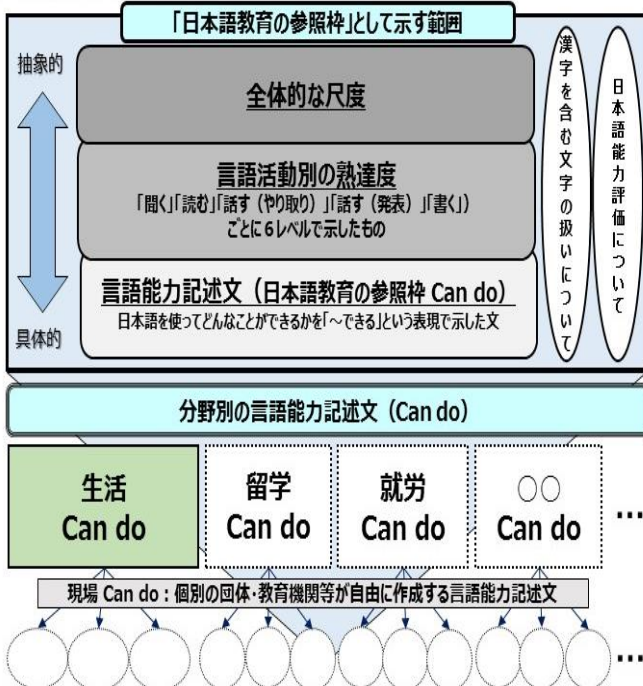
## 期待される効果

- 国内外共通の指標・包括的な枠組みが示されたことにより**国や教育機関を移動しても継続して適切な日本語教育**を受けることができる。
- 生活・就労・留学等の分野別の能力記述文（Can do）が開発され、**生活者・就労者・留学生等に対する具体的かつ効果的な教育・評価**が可能になる。
- 日本語能力が求められる様々な分野で**共通の指標に基づく評価が可能となり、試験間の通用性が高まる。**
- 適切な日本語能力判定の在り方が示されたことにより**試験の質の向上**が図られる。

国内外における日本語教育の質の向上を通して、**共生社会の実現に寄与する。**



## 1. 「日本語教育の参照枠」の全体像



## 2. 日本語能力評価について

- 「日本語教育の参照枠」における言語教育観に基づく評価の理念
  - ①生涯にわたる自律的な学習の促進
  - ②学習の目的に応じた多様な評価手法の提示と活用促進
  - ③評価基準と評価手法の透明性の確保
- 「日本語教育の参照枠」における日本語能力観と評価の考え方（事例）
- 日本語能力の判定試験と「日本語教育の参照枠」の対応関係を示す方法
- 社会的ニーズに応える適切な日本語能力判定の在り方について

熟達した言語使用者	自立した言語使用者	基礎段階の言語使用者
C2	B2	A2
C1	B1	A1

熟達した言語使用者

C2: 聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。

C1: いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。

自立した言語使用者

B2: 自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。

B1: 仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。

基礎段階の言語使用者

A2: ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単に日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。

A1: 具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

\*各レベルについての説明は、CEFR日本語版（追補版）の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

## 1. 「日本語教育の参照枠」取りまとめの背景

近年、世界中で国境を越えた人の移動が進む中で、複数の場所や教育機関の間を移動しながら日本語を学ぶ方々が増えてきた。また、進学や就職、在留資格を得るために日本語能力の証明が求められるようになってきている。

### → 「日本語教育の参照枠」をとりまとめ

- ・国内に在留する外国人 : 約297万人(令和4年6月末)
- ・国内で就労する外国人 : 約173万人(令和3年10月)
- ・海外における日本語学習者: 約379万人(令和3年)



## 2. ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)とは

- ・欧州評議会によって2001年に公開され、40もの言語に翻訳
- ・言語資格を承認する根拠にもなるため、国境や言語の枠を越えて、教育や就労の流動性を促進することにも役立っている。
- ・ヨーロッパ各国では、移民や労働者の受け入れのための言語能力の判定試験の基準にも用いられている。
- ・アジアにおいてもCEFRのレベルに基づいた各国語能力の判定試験が実施されている。

⇒「日本語教育の参照枠」は、**国際通用性が高く、共通の指標で日本語能力を測ることが可能。**

## 3. 「日本語教育の参照枠」の理念

- 1 日本語学習者を社会的存在として捉える
  - ・学習者は「新たに学んだ言語を用いて社会に参加し、より良い人生を歩もうとする社会的存在」である。
- 2 言語を使って「できること」に注目する
  - ・言語知識を持っていることよりも、その知識を使って何ができるかに注目する。
- 3 多様な日本語使用を尊重する
  - ・学習者の目的に応じた学習目標の設定を重視する。
  - ・必ずしも全て学習者に母語話者と同等の日本語能力を求めない。

⇒共生社会の実現に寄与することを目的とした日本語教育

## 4. 日本語能力の五つの言語活動(技能)

- ・従来の言語の四技能(聞く、読む、話す、書く)のうち、話すを「やり取り」と「発表」に分け、6レベル(A1~C2)で整理。

聞くこと

読むこと

話すこと  
(やり取り)

話すこと  
(発表)

書くこと

- ・五つの言語活動ごとに、日本語での行動を「~できる」という形で示した言語能力記述文(Can do)を用いて学習目標を言語知識ではなく、具体的な行動として提示。

【話すこと(やり取り): A2レベル】

ごみの捨て方や喫煙できる場所など地域でのマナーについて、短い簡単な言葉で近所の人に質問したり、質問に答えたりすることができる。

【話すこと(やり取り): B1レベル】

近所の人とごみの出し方などの問題が生じたとき、自分のごみの出し方についてある程度詳しく状況を説明し、苦情に対応することができる。

# 「日本語教育の参照枠」のレベル尺度 (日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの)

日本語の学習・教授・評価を考える際に必要になる、日本語のレベルを示した全体的な尺度と、「聞く」「読む」「話す(やりとり・発表)」「書く」の言語活動別に実生活において日本語を使ってどんなことができるかを表した言語能力記述文 (Can do) を示すもの。

- 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針 (令和2年6月23日閣議決定)  
 「地域に在住する外国人が**自立した言語使用者**として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要がある(p.9)」

全体的な尺度(抜粋)

言語使用者 熟達した	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。
言語使用者 自立した	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。
言語使用者 基礎段階の	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。



●概要

国内外の日本語学習者を対象とし、ウェブ上のシステムで表示されるCan doがどの程度できるかを答えていくことで、日本語能力を簡易に判定し、その結果を日本語学習の目標設定に役立て、自律的な学習を促すことを目的とした自己評価ツール。

●内容

「日本語教育の参照枠」の6レベル(A1~C2)、5言語活動(聞く、読む、話す(やり取り・発表)、書く)で、レベルごとに示されるCan doについて、日本語学習者が、「1.できない」、「2.あまりできない」、「3.難しいがなんとかできる」、「4.できる」の四段階で回答していくことで日本語能力の自己評価を行う。

●対応言語

日本語を含む全14言語に対応

中国語、英語、フィリピン語、インドネシア語、クメール語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、日本語(ルビ付き)

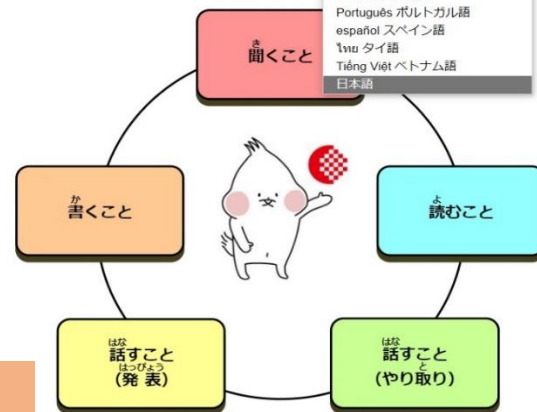
(1) トップ画面

にほんごのうりよくじこひょうが  
日本語能力自己評価ツール  
にほんご チェック!

いま、にほんご  
今、日本語でどんなことができるかチェックしてみよう

チェック!する前に

LANGUAGE



(2) 自己評価画面(例)

はな と  
話すこと (やり取り)

にほんご  
日本語でできますか?

Can do	できる	難しいが、なんとかできる	あまりできない	できない
ときを繰り返して言い換えを求めることが許されるなら、自分に向けられた、身近な事柄について、はっきりとした、共通語での話はたいがい理解できる。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
興味のある話題の日常的なことから短い会話に参加できる。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
何をしたいか、どこへ行くのかを話して、会う約束をすることができます。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
日用品やサービスを求めたり、提供したりできる。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
娯楽や過去の活動について質問をし、答えることができる。	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

(3) 判定結果画面(例)

はな と  
話すこと (やり取り)

ちから  
あなたの力はA2です。

A2レベルでは、こんなことができます。

たんじゅん にちじょう しごと なか じょうほう ちよくせつ  
単 純な日 常の仕事の中で、情 報の直 接のや  
と ひつよう みぢか わだい かつどう  
り取りが必 要ならば、身 近な話題や活 動につい  
はなしあ  
て話 合いができる。  
つうじょう かいわ つづ りかいりよく  
通 常は会話を続 けてい だけの理 解力はないの  
みぢか しゃごうてき と  
だが、短 い社 交的なやり取りをす ることはでき  
る。



主任教員や日本語教師（中堅）などが日本語教育プログラムを策定する上で参考にするための手引

## 第1章 「日本語教育の参照枠」とは？

12のQ&A:なぜ取りまとめられたの？

4つのコラム:子供に対する日本語教育、各国の事例、英語教育CEFR-J

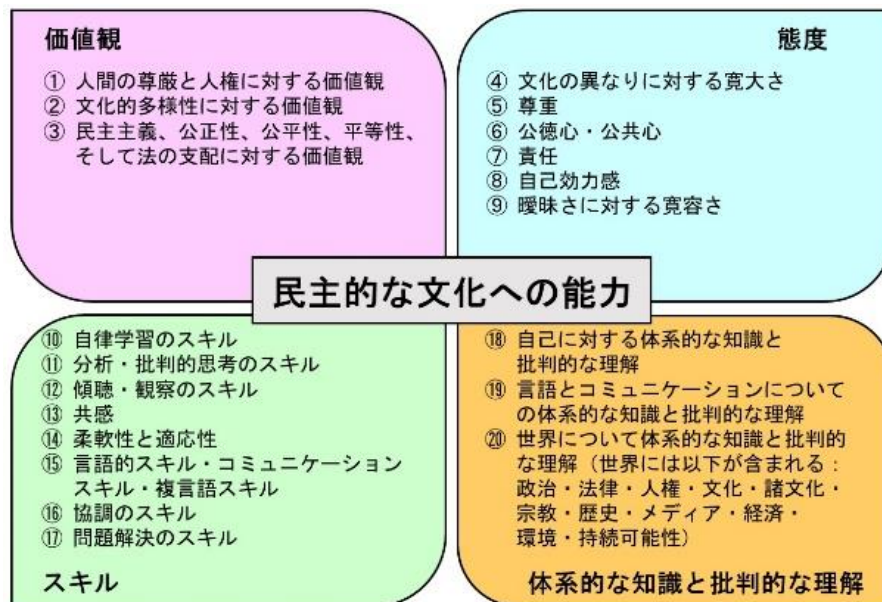


## 第2章 Can doをベースにしたカリキュラム開発の方法

1. コースデザインを行う上で重要になる視点（考え方）
2. コースデザインの概説
3. バックワード・デザイン
4. シラバスへのCan doの組み込み方

## 第3章 Can doをベースにしたカリキュラムの事例

1. 生活:地域日本語教育における県の事例
2. 留学:法務省告示日本語教育機関の事例
3. 就労:就職支援事業実施機関の事例





# 「生活Can do」について

## 生活Can do

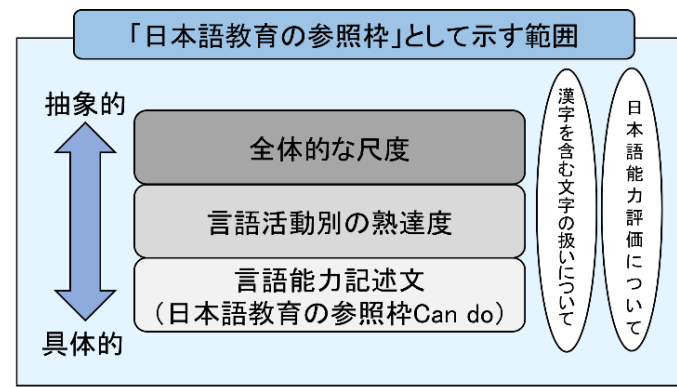
「生活Can do」は、国内に在住する外国人（「生活者としての外国人」）が日常生活において、日本語で行うことが想定される言語活動を例示したもの。

「日本語教育の参照枠」に示された分野別の言語能力記述文（Can do）の一つ。

## 対象となる範囲

「地域における日本語教育の在り方について」（令和4年11月、文化審議会国語分科会）に示される「生活上の行為の事例」（p.79参照）

- |           |               |               |
|-----------|---------------|---------------|
| 生活上の行為の事例 | I 健康・安全に暮らす   | VI 働く         |
|           | II 住居を確保・維持する | VII 人とかわる     |
|           | III 消費活動を行う   | VIII 社会の一員となる |
|           | IV 目的地に移動する   | IX 自身を豊かにする   |
|           | V 子育て・教育を行う   | X 情報を収集・発信する  |

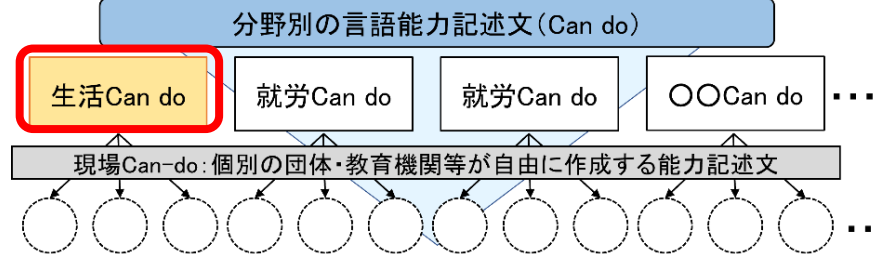


## レベル

基礎段階の言語使用者  
(A1、A2) から  
自立した言語使用者  
(B1、一部B2) までを想定

## 言語活動

聞くこと、読むこと、  
話す（やり取り）、  
話す（発表）、  
書くこと



## 例

<やり取り・A1> 店で買い物をするとき、買いたいものや個数を伝えることができる。【Ⅲ消費活動を行う】

<読むこと・B1> 適切な医療機関を選ぶために、病院のサイトなどの、ある程度長い文章に目を通して、診療科目や診療内容など、必要な情報を探し出すために読むことができる。【Ⅰ健康・安全に暮らす】

- 外国人材の受入が全国的に進む中、**国及び地方公共団体が関係機関と連携して推進する日本語教育施策を整備・充実する際の指針**として、文化審議会国語分科会において取りまとめたもの。地域における日本語教育の在り方を考える際の「よりどころ」。
- 「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年閣議決定)で求められた、地域に在住する外国人が**自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力**を身に付け、日本語で意思疎通を図り生活できるよう支援するため、地方公共団体等が実施する日本語教育の実践に活用いただくための**必要な施策**について提言。

## 1. 現状

- 在留外国人は約296万人、外国人労働者は約173万人(R3年)と過去最高
- 日本語教室がない空白地域の市区町村は、877(46%)
- 日本語教育に関する基本計画を策定している都道府県・政令市は16(24%)
- 日本語教師39,241人のうち約半数がボランティア
- 非漢字圏学習者が増加。日本語能力が十分でない者ほど学習に困難を感じ学習していない者が多い傾向にある。

## 2. 課題

- 定住化傾向が進み、子育てや就労等に必要となる日本語が求められているが、ボランティアによる教室が多く、体系的な教育環境が整備できていない。
- 専門性を有するコーディネーターや日本語教師が不足している。
- 日本語教育に関するリソースには地域によって差がある。
- 日本語教育を希望しても教育機会が得られない者がいる。
- 地方公共団体と日本語教育関係機関の連携が十分できていない地域がある。



## 3. 基本的な考え方(提言)

### (1) 地域における日本語教育施策の方向性

- 地方公共団体は**日本語教育の推進に関する基本方針・計画を策定**すること。
- 「日本語教育の参照枠」を踏まえた「生活Can do」を参照し、自立した言語使用者である**B1レベルまでの日本語教育プログラムを編成**すること。
- 地域日本語教育コーディネーター等の**人材の確保・配置を進める**こと。
- **オンラインや夜間・土日の教室開催を含めた学習環境の整備を進める**こと。
- 地域住民の日本語教育活動への参加を促すこと。
- 日本語教師や**教育機関等と連携し**、日本語教育推進体制を強化すること。

### (2) 地域における日本語教育の実施主体

- 国・都道府県・市区町村が担う役割分担の考え方を整理。
- 企業等は雇用する外国人の日本語教育に積極的に関与すること。
- 日本語教育機関、日本語教育の**専門家と連携**を図ること。



### (3) 対象となる学習者

- 日本で日常的な生活を営む日本語学習を希望する外国人等(来日予定者含む)。
- 国籍や年齢を問わず、難民や非識字者など**多様な背景を持つ者に配慮**すること。

### (4) 日本語能力やニーズ・学習状況等に関する調査の在り方

- 「日本語教育の参照枠」のレベル尺度を参照し日本語のレベルやその推移をつかめるよう共通利用項目を見直し、調査を設計すること。

### (5) 日本語教育プログラムの編成

- 言語・文化の相互尊重を前提としながら自立した言語使用者として**日本語で意思疎通を図り生活できることを目標**とする。
- レベル:**A1、A2からB1までを対象**とすること。
- 学習時間:目安として**350-520時間程度**とすること。
- 教育内容・方法、評価、プログラムの点検方法等を定めること。

C2	熟達した言語使用者
C1	
B2	自立した言語使用者
B1	
A2	基礎段階の言語使用者
A1	

### (6) 日本語教育人材の確保・配置

- 地域日本語教育**コーディネーターを専任として配置**、専門性を有する**日本語教師を一定数配置**すること。
- コーディネーター、日本語教師が必要な研修等に参加できるようにすること。
- 日本語学習支援者の活動への参加を**促進**すること。

到達レベル	想定学習時間
~A1レベル	100~150時間程度
A1~A2レベル	100~150時間程度
A2~B1レベル	150~220時間程度
B1~B2レベル	350~550時間程度

### (7) 日本語教育を実施・推進するための連携体制の充実

- 地方公共団体は、総合調整会議等を設置し、関係機関及び関連部署等と連携する体制を構築すること。
- 外国人コミュニティ等多様な機関と連携した日本語教育活動を推進すること。

### (8) 地域における日本語教育事業・施策の評価

- 日本語教育の専門家等に意見を聞き、日本語教育事業・施策の評価を定期的に行うよう努めること。



- ①我が国に在留する外国人が、生活に必要な日本語能力を習得し、円滑な意思疎通が図れるよう支援することで、社会包摂につながる
- ②日本人住民が、日本語教育の活動に参加することを通じ、多様な文化への理解を深めることで、共生社会の実現につながることを期待

## 背景・目的

- 外国人材の受入が全国的に進む中、学習ニーズの多様化、地域日本語教育の重要性が益々高まっている。
- 「日本語教育の推進に関する法律」(R元年)、同法に基づく「基本的な方針」(R2年閣議決定)で、地域日本語教育は地方公共団体が地域の状況に応じた施策を策定、実施することとされたが、その取組は様々。日本語教育人材の不足等を課題として挙げる地方公共団体も多い。  
このような状況を踏まえ、本報告は、
  - ・ 地方公共団体の日本語教育施策の整備・充実に向けた取組について期待される方向性を示したもの。
  - ・ 「生活者としての外国人」が「自立した言語使用者」として日本語で意思疎通を図り生活できるよう日本語教育プログラムの内容・方法・学習時間の目安を提示。
  - ・ 地域における日本語教育を実施する上で、地方公共団体等関係者の「よりどころ」となる内容を取りまとめた。



## ポイント(今後期待される方向性)

- 地方公共団体は日本語教育の推進に関する基本方針を策定すること。
- 「日本語教育の参照枠」を踏まえた「生活Can do」を参照し、自立した言語使用者であるB1レベルまでの日本語教育プログラムを編成すること。  
 (レベル ⇒ A1、A2からB1までを対象とする  
 学習時間 ⇒ 350-520時間程度を想定)
- 地域日本語教育コーディネーターを専任として配置し、専門性を有する日本語教師を一定数確保すること。
- 地域日本語教育コーディネーター、日本語教師、日本語学習支援者は、文化庁事業等等を活用し研修を行い、資質向上を図ること。
- 地方公共団体は、専門性を有する日本語教育機関等と連携し、日本語教育推進体制を強化すること。

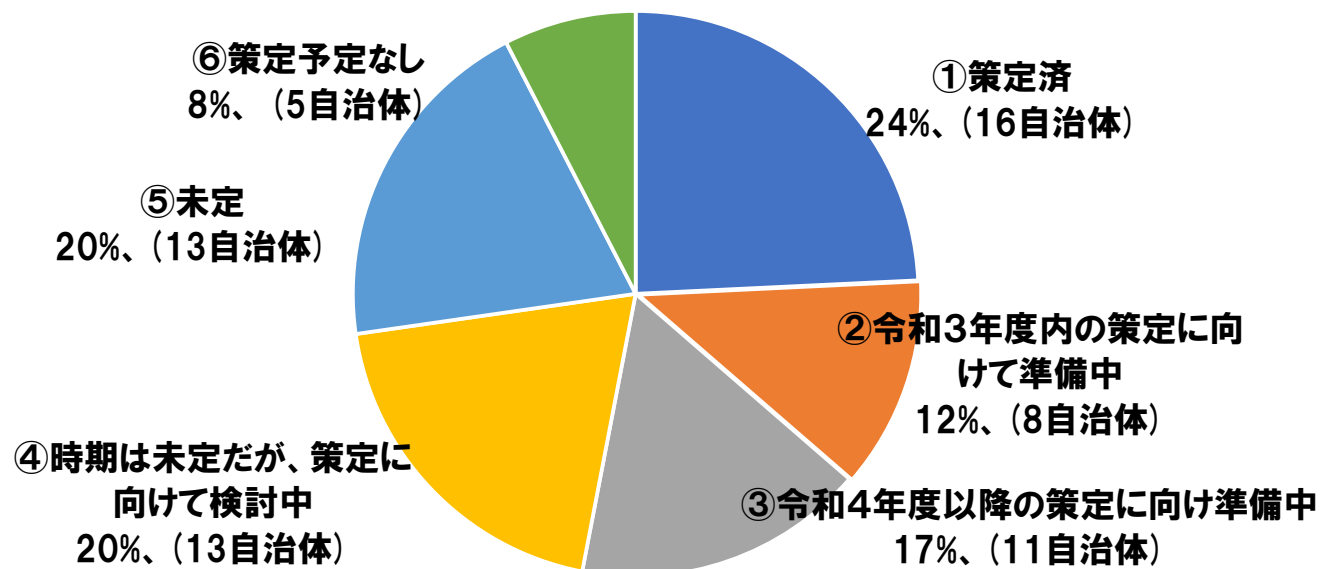
C2	熟達した言語使用者
C1	
B2	自立した言語使用者
B1	
A2	基礎段階の言語使用者
A1	

到達レベル	想定学習時間
~A1レベル	100~150時間程度
A1~A2レベル	100~150時間程度
A2~B1レベル	150~220時間程度
B1~B2レベル	350~550時間程度

# ●地方公共団体における日本語教育に関する基本的な方針の策定状況について

(令和4年1月時点)

## 日本語教育推進法第11条に基づく、地方公共団体における日本語教育に関する基本的な方針の策定状況



### ●策定に向けた検討や準備に際し、課題となった（なっている）点（抜粋）

- ❑ 労働者、留学生、子どもなど様々な外国人県民がいる中、基本的な方針にどのような内容を盛り込むか。（岩手県）
- ❑ 新型コロナウイルス感染症による、多文化共生やグローバル戦略などへの影響等も見極めた上で、本県の国際施策を構築していくこととし、改定に向けたスケジュールを見直した。（神奈川県）
- ❑ 幅広い関係機関との総合的な調整（山口県）
- ❑ 新型コロナウイルス感染症の影響により、日本語教室等の活動が制限・縮小されているため、実態調査においてコロナ以前と比べ差が大きいことが課題の一つである。（徳島県）
- ❑ 新型コロナウイルス感染症の影響により、在県外国人の半数以上を占めた特定技能資格者はやや減少したが、コロナ収束後には再度増加傾向に転じることが予想される。ベトナムやフィリピンなど東南アジアの国籍者が増加しており、また、居住地や日本語能力などにより、本県の在住外国人の支援ニーズは多様化しており、教室や日本語学校、ICTを活用した遠隔での学習支援などの環境整備とともに、不足する担い手の育成・確保をする必要があるが、財政的な問題があり、対応は容易ではない。（愛媛県）
- ❑ 今年度、文化庁の補助事業を活用し、識字・日本語教育体制に関する実態・ニーズ調査を実施しており、その調査結果を踏まえて次年度以降の計画策定に取り組む予定であるが、新型コロナウイルスの影響により各識字・日本語教室の運営が不安定になっており、今後の方向性について不透明な部分が多い。（大阪市）

## 背景・目的

- 「日本語教育の推進に関する法律」において、地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、**基本的な方針を定めることが努力義務**とされた。
- 国が策定した方針を踏まえ、都道府県・政令指定都市が策定し、これを踏まえ、他の市区町村が策定することが想定される。推進法の理念に則り、**地域日本語教育を社会全体で捉えていくことが重要。早急に地域の実情に応じた基本方針及び計画が策定されることが望まれる。**

### 日本語教育に関する基本的な方針や計画を作成する際の**観点**

- 域内の外国人住民の状況・日本語教育の現状・課題等(※)
- 日本語教育の推進の基本的な方向
- 日本語教育の推進の内容に関する事項
  - ・・・目的、地方公共団体の責務、事業主の責務、役割分担等
  - ・・・対象及び施策内容(外国人等である幼児・児童・生徒等、就労者等、地域における日本語教育等)、住民の理解と関心の増進、日本語教育に携わる人材の育成、情報提供及び地域のニーズ、外国人の個々のニーズ把握等
- 推進体制、連携(※)
- 基本的な方針・計画の見直し(※)

※類似の方針・計画に盛り込む場合には、重複を考慮し省略することができる。

### 地域ごとの実情に応じて、次のような**柔軟な対応**が可能

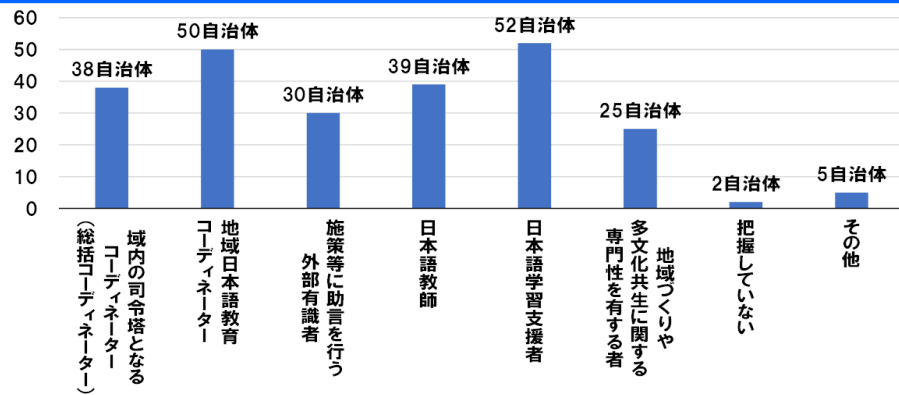
- 「多文化共生の推進に係る指針・計画」等、総合的な**関連する計画と一体的に整備**する。または、改定時に日本語教育に関する事項を新たに追記する。
- 都道府県と市区町村、あるいは**複数の市区町村が連携・協力し、一つの方針を策定**する。
- **都道府県において、市区町村の実情も踏まえた域内における地域の方針を定め**、市区町村がこれに基づいて施策を実施する。
- 既に**類似の方針**を策定しており、日本語教育の推進に関する記載が含まれる場合、**当該方針をもって代えることができる**。また、日本語教育推進に関する記載が複数の方針等に含まれる場合は複数の方針をもって代えることができる。

※現在48自治体、約73%が策定済または作成予定

## 現状と課題

○ 都道府県・政令指定都市アンケート(令和3年度文化庁調べ)によると、外国人の日本語学習のニーズが多様化する中で、必要な専門人材(地域日本語教育コーディネーター等)の不足、ノウハウの共有、地方自治体と専門機関との連携が課題とされている

○ コーディネーターの配置については、6割超の自治体が既に配置しており、今後配置する予定の自治体を併せると、約8割の自治体においてコーディネーターの役割や必要性を認識し、人材の配置がなされている一方で、約2割14自治体が配置の予定はないと回答



[地域における日本語教育に携わる人材のうち、どのような人材が特に求められているか(複数回答可)]

## コーディネーターの役割・配置の在り方

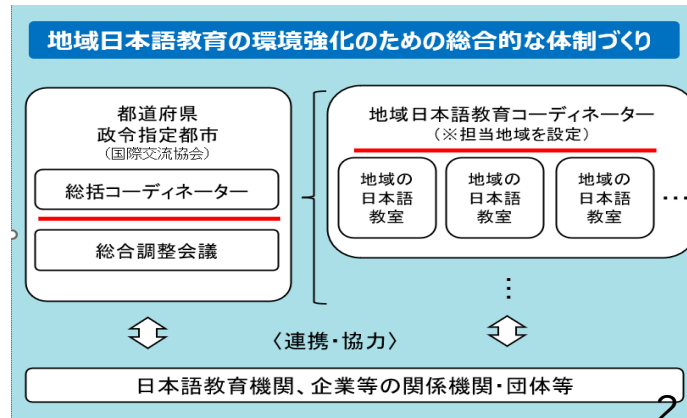
○コーディネーターの役割

- ① **地域日本語教育コーディネーター**は、行政や地域の関係機関と連携し日本語教育プログラムの編成及び実践に関わる。
- ② **総括コーディネーター**は、広域で実施される日本語教育事業の推進にあたって、域内の市区町村等や関係機関等と連携し、事業全体の企画・進捗把握・連絡調整・評価・改善等を実施する。また、域内のブロック別あるいは教室ごとに配置された**地域日本語教育コーディネーター**の連携の要としての役割を持つとともに、域内で展開される各日本語教育プログラムに対して指導・助言を行う。このため、日本語教師としての専門性や経験を有し、地域日本語教育コーディネーターとしても活動歴があることが望ましい。

○コーディネーターの配置

コーディネーターは、専門性を有する人材が都道府県及び政令指定都市等に**専任として配置**されることが肝要

コーディネーターを配置することにより、在留外国人の属性等に対応した日本語教育プログラムの編成に柔軟に対応できるようになるとともに、人材の育成・研修が企画実施でき、組織的かつ安定的な日本語教室運営が可能となる。外国人コミュニティや、ボランティア団体との有機的な連携、やさしい日本語を活用した日本人住民の多文化共生の意識啓発などにもこれらのコーディネーターは力を発揮する。





- 地域の日本語教育においては、将来的に、概ねBI以上の学習環境の整備を構想していくことが期待されている。
- 学習時間は、言語学習経験、基礎学力等、考慮すべき点があることから、幅を持たせて設定する必要がある。
- ICT活用や自立学習との組合せも可能であり、**地域日本語教育コーディネーターによるコース設計が必要である。**
- 以下の学習時間は、体系的なカリキュラムによるコース設定の際の目安である。実際には、対象者や状況に応じて「生活Can do」から取捨選択し日本語教育プログラムを編成することとなる。事情に鑑みて、適切な学習時間数を設定することが望ましい。

コースの例(1) 学習時間:3時間(4単位時間)×3日/週9時間(12単位時間)  
2年間 計576時間(768単位時間)

年	月	学習期間・時間	レベル
1年目 288時間 (384単位時間)	4~6月	8週間:72時間 (96単位時間)	A1
	7~9月	8週間:72時間 (96単位時間)	
	10~12月	8週間:72時間 (96単位時間)	A2
	1~3月	8週間:72時間 (96単位時間)	
2年目 288時間 (384単位時間)	4~6月	8週間:72時間 (96単位時間)	A2
	7~9月	8週間:72時間 (96単位時間)	
	10~12月	8週間:72時間 (96単位時間)	B1
	1~3月	8週間:72時間 (96単位時間)	

※1単位時間は45分

コースの例(2) 学習時間:3時間(4単位時間)×5日/週15時間(20単位時間)  
1年間 計540時間(720単位時間)

年	月	学習期間・時間	レベル
1年目 540時間 (720単位時間)	4~6月	9週間:135時間 (180単位時間)	A1
	7~9月	9週間:135時間 (180単位時間)	A2
	10~12月	9週間:135時間 (180単位時間)	B1
	1~3月	9週間:135時間 (180単位時間)	

※1単位時間は45分